

令和7年3月
農業委員会議事録

開催日：令和7年3月25日（火）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前10時00分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 7年 3月25日（火）

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	三ツ木 宗 一	出	8	豊 田 佳 樹	出
2	石 塚 健 造	出	9	小 林 博	出
3	田 口 勲	出	10	中 島 満	出
4	坂 卷 慎 一	出	11	瀬 尾 守	出
5	白 鳥 みどり	出	12	金 子 繁 雄	出
6	山 崎 保 夫	出	13	小野寺 美佐子	出
7	荻 島 元 治	出	14	山 崎 明 美	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	川 上 政 己	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	川 上 嘉 夫	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	須 賀 英 夫	出	13	原 田 正	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和
統括主幹 上 原 誠
主 任 小 島 拓 也

（説明員） 開発指導課長 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

第5号議案 【越谷市農業委員会】「令和7年度最適化活動の目標の設定等」
の決定について

③ 報 告

第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時55分

9. 会議の内容

局	長	本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。 これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。 開会に当たりまして、金子会長から挨拶をお願いします。
会	長	おはようございます。ご苦労さまです。東京の桜が昨日、開花宣言をしたということで、去年より5日早くて平年並みということで、この辺りもうすぐ桜が咲くのではないのでしょうか。この間の土日に花見をしているニュースも出ていましたけれども、昔は入学式の時期に桜が満開で、きれいな入学式というのが我々子供の頃のイメージでしたけれども、最近ではちょうど卒業式と入学式の間に桜が終わってしまうということで、大分陽気が変わってきております。 皆さんもうすぐ田植の準備が始まると思いますけれども、ラジオを聞いていましたら、米農家の時給が10円だそうです。後継者がいないのは当たり前の話で、急に今年だけが10円になったわけではないのだから、今になって騒ぐのではなくて、もっと前から騒いでもらえればこんなことにはならなかったのかなと思います。今盛んな話題で、米が5キロで4,100円を超えたという話がニュースでもやっていましたけれども、昔、我々が農家を始めた頃は、政府米で1万5,000円という数字がずっと続いていたのが、急にどんどん値下がりして、最低1万円まで下がってしまったというのが事実で、これが今年は倍以上になったというので、今は大騒ぎしていますけれども、農業政策がうまくいっていなかったことが、今になってツケが回っているのではないかという解説をしている人もおりました。もっと早くから騒いでやってこないから、食料自給率が三十何%に下がってしまったというのが現状です。 これから気温変化もありますし、農家の作業も一段と忙しくなりますので、気温差が激しいので、十分体調に気をつけて、今年は米価が新潟で2万1,000円という数字が出ており、それが基本になるらしいので、多少希望を持って農作業に励んでいただければと思います。

局長

話まとめませんが、開会での冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

本日は全員出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から10番の中島委員、11番の瀬尾委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

統括主幹

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局から説明願います。

議案書の1ページ及び2ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は16万8,033.47平方メートルです。通作距離は0.03キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め4名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は1万8,885平方メートルです。通作距離は0.5キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は2,966平方メートルです。通作距離は0.2キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。

続きまして、4番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は2,032平方メートルです。通作距離は0.1キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人1名です。

続きまして、5番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は2万1,215平方メートルです。通作距離は8キロメートル、農機

議 長

10番推進委員
(鈴木委員)

議 長

4番推進委員
(林委員)

具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。

続きまして、6番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は3万9,993平方メートルです。通作距離は2キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め17名です。

続きまして、7番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は2万7,445平方メートルです。通作距離は6.2キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。

以上7件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について推進委員10番の鈴木委員、2番について推進委員4番の林委員、3番について推進委員9番の齋藤委員、4番について推進委員13番の原田委員、5番及び6番について推進委員5番の岡安委員、7番について推進委員1番の小早川委員よりお願いいたします。

では、1番について鈴木委員よりお願いいたします。

1番の件について説明します。

3月18日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

続いて、3番について林委員よりお願いいたします。

2番の件について説明します。

3月19日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は世帯内贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

続いて、3番について齋藤委員よりお願いいたします。

9番推進委員

3番の件について説明します。

(齋藤委員)

3月7日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は世帯内贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

続いて、4番について原田委員よりお願いいたします。

13番推進委員

4番の件につきまして説明します。

(原田委員)

3月19日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

以上、ご報告いたします。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

続いて、5番及び6番について岡安委員よりお願いいたします。

5番推進委員

5番の件について説明いたします。

(岡安委員)

3月19日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、農地として適正に耕作されておりました。許可申請の目的は世帯内贈与でございます。事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はございません。

以上、報告いたします。

続きまして、6番の件でございますけれども、3月19日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、農地として適正に耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はございません。

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

続いて、7番について小早川委員よりお願いいたします。

1 番 推 進 委 員
(小早川委員)

7番の件について説明いたします。

3月19日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

以上、報告いたします。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

田口委員。

3 番 委 員
(田口委員)

すみません、6番の件につきまして1つ質問がございます。

こちらの●●●●●●●●●●さん、以前にも3条申請が出たときに、ほかのところですけども、農地の管理がきちんとしていないところがあったという形で、以前問題になったところではないかと思いますが、今回のところにつきましては、適正にされているということですので、ほかのところについては、現状どのようになっているのか、ちょっと教えていただければと思います。よろしくお願いします。

議長
統 括 主 幹

事務局。

事務局のほうで以前の田、畑を、確認をさせていただいております。全ての畑あるいは田は、管理は行き届いていると思います。

以上、報告します。

議長
3 番 委 員
(田口委員)

よろしいですか。

はい、ありがとうございます。

議長
全 員
議 長

ほかに

なし。

ほかにないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

議長

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。
それでは、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の3ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用理由といたしまして、このたび相続した実家建物の敷地の一部の地目が畑であることが判明いたしました。引き続き住宅敷地として管理、使用していくことから、適法な敷地にするための申請です。

なお、令和7年3月2日付で、今後は法令を遵守する旨の顛末書が提出されております。また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。

2番から4番については、関連がありますので、一括して説明いたします。

2番、3番、4番の概要ですが、転用目的は貸駐車場です。転用理由といたしまして、申請地近くの大型マンションの複数の住民から駐車場として貸してほしいとの強い要望があり、駐車スペースに困っている方に協力できればと考え、申請に及んだものです。

以上4件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について瀬尾委員、2番から4番について田口委員よりお願いいたします。

1 1 番 委 員
(瀬 尾 委 員)

議 長

3 番 委 員
(田 口 委 員)

議 長

1 0 番 委 員
(中 島 委 員)

では、1番について瀬尾委員よりお願いいたします。

1番の件についてご説明いたします。

3月13日に現地の確認をしております。申請地の現況は宅地、転用目的は住宅敷地の追認であります。現地は既存の宅地区分に隣接しておりまして、周囲には従前からのコンクリートブロック及び生け垣が設置されているため、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

続いて、2番から4番について、田口委員よりお願いいたします。

それでは、まず2番の件について説明をいたします。

3月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は貸駐車場です。南側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを新設することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上報告いたします。

続きまして、3番及び4番については、合わせて1つの貸駐車場となりますので、一括して説明をいたします。

3月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は貸駐車場です。南側出入口部分を除き、周辺にコンクリートブロックを新設することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上2件、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

中島委員。

2番、3番、4番の件について、同じ場所みたいなので、ちょっと関連があるかなと思いますけれども、この案内図2番、3ページです。と案内図3番を見ると、現況が月極有料駐車場という形で現況がなっ

議長
統括主幹

ているようにうかがえますが、現況は畑で間違いないのでしょうか。
事務局。

申請に当たりまして、以前駐車場で使われていたところを是正という形で畑に戻していただいて、現況は、委員さんにも確認していただいておりますが、畑という形になっております。

以上です。

議長
10番委員
(中島委員)

よろしいですか。

はい。

議長
全員
議長

ほかに。

なし。

ほかにないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から7番について、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の4ページ及び5ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から7番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は農地改良による一時転用です。借人は貸人から、申請地の現況は田ですが、栗の栽培を行うため、道路面より約30センチ高く盛土して畑としたいとの要請を受け、申請するものです。

なお、越谷市から令和7年1月29日付で農用地利用計画に適合している証明書が発行されております。本件の農地区分は農用地ですが、

不許可の例外規定、農地法施行令第11条第1項第1号イに該当し、農地改良の盛土による一時転用で、工事が完了後は貸人に引き渡し、引き続き農地として耕作することから、営農の継続性があるものと考えます。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の駐在所に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭になり自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには公園や商業施設もあり、子育てする環境も整っており、母の住む住宅にも近く、子育てやお互い何かあったときにも助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

本件の農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第2号イの不許可の例外に当たり、農地法施行令規則第33条第4号の住宅に該当するものと考えます。また、資金や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、子育てによい環境の戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには医療機関もあり、懇意にしている叔父夫妻の住む住宅にも程近く、子育てやお互い何かあったときにも助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は駐車場の敷地拡張です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和46年に市外に本店を置き、主にプレカット建築資材を運送する一般貨物自動車運送事業を営む法人です。事業が急速に拡大し、現在使用している駐車場が手狭になり、道路上で車両が待機するなど近隣に迷惑をかけているため、新たに駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は現在使用中の駐車場の隣接地で、幹線道路へのアクセスもよく、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

なお、令和6年2月2日付で駐車場の敷地拡張として農用地区域か

ら除かれています。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の親族の住宅に譲受人と子供2人、計3人で居住しておりますが、手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は母の所有する土地で、譲り受けることができました。申請地は母の住む住宅にも近く、母に何かあったときにすぐに駆けつけることができ、お互い協力し合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は通勤にも便利で、両親の住む住宅にも程近く、お互い困ったときなど協力し合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、子供を伸び伸び育てたいと考え、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の勤務地にも近く、妻の両親の住む住宅にも程近いことから、お互い困ったときなど協力し合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議

長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について三ツ木委員、2番及び3番について小林委員、4番について中島委員、5番について小野寺委員、6番及び7番について石塚委員よりお願いいたします。

1 番 委 員
(三ツ木委員)

議 長

9 番 委 員
(小林委員)

議 長

1 0 番 委 員
(中島委員)

議 長

1 3 番 委 員
(小野寺委員)

それでは、1番について三ツ木委員よりお願いいたします。

1番の件について説明いたします。

3月13日に現地を確認しております。申請地の現状は田、一時転用の目的は農地改良です。盛土に関しては、周囲に土砂等が流れないよう法面処理と素掘り側溝を設置するということから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上です。

ありがとうございました。

続いて、2番及び3番について小林委員よりお願いいたします。

2番の件について説明します。

3月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすことはないと判断いたします。

続きまして、3番の件について説明いたします。3月13日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

続いて、4番について中島委員よりお願いいたします。

4番の件について説明します。

3月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場の敷地拡張です。北側出入口部分を除いて、南側は一体利用地となり、東側は土留め擁壁、西側にはU字溝を設置し、隣地への被害防除対策を施し、駐車スペースは砂利敷き舗装となります。

以上、報告します。

ありがとうございました。

続いて、5番について小野寺委員よりお願いいたします。

5番の件について説明いたします。

3月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的

議 長

2 番 委 員
(石塚委員)

議 長

全 員
議 長

議 長

統 括 主 幹

は住宅です。北側には既存のコンクリートブロックが設置されており、東側及び南側を地先境界ブロックで区画するため、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

続いて、6番及び7番について石塚委員よりお願いいたします。

6番の件について説明します。

3月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。現地は、東側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックが設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、7番の件について説明します。3月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。南側の出入口部分を除き周囲をコンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案の8番から16番について事務局より説明願います。

議案書の5ページから7ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定

についての8番から16番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、将来のことを考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の両親の住む住宅にも程近く、子育てや両親の老後のことなど、お互い何かあったときにも助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、将来のことを考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の両親の住む住宅にも程近く、子育てや両親の老後のことなど、お互い何かあったときにも助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の親族の住宅に夫婦で居住しておりますが、将来のことを考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地はお互いの両親の住む住宅にも程近く、子育てや両親の老後のことなど、お互い何かあったときにも助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住む住宅にも近く、将来、両親の介護や子育てのサポート等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

なお、令和4年5月26日付で自己用住宅として農用地区域から除かれています。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の親族の住宅に夫婦と子供1人、

計3人で居住しておりますが、今後の家族のことを考え、十分な居住空間を確保できる戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園や小学校、公園があり、子供を育てる環境が整っていて、両親の住む住宅にも程近く、お互い何かあったときにも助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、13番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、子育て等に十分な広さを確保できる住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園や小学校、公園があり、子供を育てる環境が整っていて、両親の住む住宅にも近く、お互い何かあったときにも助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、14番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、今後の家族のことを考え、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は祖父の所有する土地で、譲り受けることができました。申請地は祖父の住む住宅にも程近く、お互い何かあったときにも助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、15番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の親族の住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、子育て等に十分な広さも確保できる戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園や小学校、公園があり、両親の住む住宅にも近く、お互い困ったときなど協力し合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、16番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は平成28年に市外に本店を置き、主に一般貨物自動車運送事業を営む法人です。現在、2か所の駐車場を賃借しておりますが、手狭になり、車両の出入りにも支障を来しております。経営状態も良好で増車を予定していることから、新たに駐車場を計画し、

議

長

土地を探していたところ、申請地は幹線道路へのアクセスもよく、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

以上、9件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を8番から14番については私から説明いたします。15番及び16番については田口委員よりお願いいたします。

それでは、8番から14番について私から説明します。

8番、9番、10番につきましては、隣地でございますので、一括で報告させていただきます。

3月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側出入口部分を除き周囲をコンクリートブロックで覆うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、11番の件について説明いたします。

同じく3月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロック及びネットフェンスで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、12番、13番も隣地でございますので、一括で説明させていただきます。

3月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、14番の件について説明いたします。3月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に

3 番 委 員
(田 口 委 員)

被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

続いて、15番、16番について田口委員よりお願いいたします。

それでは、15番の件について説明をいたします。

3月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的
は住宅です。北側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを
新設することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたしま
す。

以上、報告いたします。

続きまして、16番の件について説明をいたします。同じく3月12日
に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場で
す。東側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを新設する
ことから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断をいたします。

以上2件、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたしま
す。

議 長

ありがとうございました。

全 員

ただいまの説明について質疑はございませんか。

議 長

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたし
ます。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定い
たします。

続きまして、第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対す
る意見について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

これまでの貸借というと、地権者と耕作者が直接相対で貸借をして
いた農用地利用集積計画と、中間管理機構が地権者から借りて耕作者
に配分する農用地利用配分計画の2つに分かれていました。これが令

和5年度から2つに分かれていた制度を同時に行う農用地利用集積等促進計画に統一化されました。統一化されたといっても、令和7年3月31日までは農用地利用集積計画も制度としては残ります。この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法第18条第3項の規定により、農地中間管理機構がこの計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされています。

農地中間管理事業の農地の貸し借りについて申し上げますと、まず利用権設定の制度の下で、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受けます。次に、埼玉県農林公社が地権者から借り受けた農地を借受け希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。

それでは、議案書の8ページ及び9ページを御覧ください。

第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての1番について説明いたします。

番号、賃借権または使用貸借権の設定を受ける者、設定面積、期間の順に読み上げます。

1番、面積は1万2,325平方メートル、期間は4年10か月です。本件の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する18筆は、全賃借権の設定を受けた者を引き継ぐ形で農地の全てを効率的に利用し耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事するものを考慮して作成されており、各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

議長
議員
議長

議長

統括主幹

議長

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手全員ですので、異議なしと決定いたします。

続きまして、第5号議案 【越谷市農業委員会】「令和7年度最適化活動の目標の設定等」の決定について、事務局から説明願います。

議案書の10ページを御覧ください。

第5号議案 【越谷市農業委員会】「令和7年度最適化活動の目標の設定等」の決定について説明いたします。

第5号議案別紙の1ページ目を御覧ください。農業委員会の状況で農業委員会の現在の体制及び農家、農地の概要となっています。

続きまして、2ページ目を御覧ください。最適化活動の成果目標についての担い手への農地利用集積、集約化につきまして、今年度新規集約面積の目標を1ヘクタールと設定いたしました。

次に、遊休農地解消については、緑区分遊休農地解消目標設定面積を2.6ヘクタールで、新規発生遊休農地解消目標設定面積を1ヘクタールといたしました。

続きまして、3ページ目を御覧ください。新規参入の促進の目標ですが、権利移動面積を過去の実績を踏まえ0.1ヘクタールと設定いたしました。

次に、推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、月6日といたしました。

次に、活動強化月間の設定目標ですが、10月とし、農地パトロールを実施し、遊休化された農地所有者へ適正管理の依頼を実施するとともに、担い手に対して利用権設定のあっせんを推進することといたしました。

次に、新規参入相談会への参加目標については、新規参入の申出があった時点で実施する予定といたしました。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

山崎委員。

6 番 委 員 (山崎 (保) 委員) 議 長 統 括 主 幹	ちょっと質問したいのですが、令和6年度でどのくらい農地が減少したのか分かりますか。 事務局。 すみません、ただいま資料が手元にございませんで、後でお知らせいたします。
議 長 6 番 委 員 (山崎 (保) 委員) 議 長	それでいいですか。 はい。 ほかに。 中島委員。
1 0 番 委 員 (中島 委員)	2の(2)かな、活動強化月間の設定と書いてある、この下なのですけれども、確認なのですけれども、取組時期が10月と書いてございますが、これは8月、9月に調査したのを次年度は10月にやるという解釈でよろしいのでしょうか。
統 括 主 幹	実施は例年どおりと考えていますが、それに追従してこの時期に、事務局としても強化していきたいなというふうに考えております。
議 長 1 0 番 委 員 (中島 委員)	よろしいですか。 はい。
議 長 全 員 議 長	ほかに。 なし。 ほかにないようですので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 [挙手全員]
議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。 続きまして、報告でございます。 事務局よりお願いいたします。
統 括 主 幹	それでは、報告させていただきます。

議 長

議案書の11ページです。第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

続きまして、議案書の12ページ及び13ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、8件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

第1号報告及び第2号報告について届出は、添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決によりこれを受理し、通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の14ページから15ページです。第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は、農地の賃貸借契約の合意解約です。今回2件の通知がありました。内容につきましては記載のとおりです。

報告事項は以上です。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、4月25日金曜日、午前10時からこの会議室で行います。

局 長

会長、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。

職 務 代 理

本日は農業委員会に出席ありがとうございます。本日は天気なのですけれども、春に向かい気候が変わって、体の調子狂わせないように気をつけていただきまして、来月の農業委員会、ぜひよろしく願います。本日はご苦労さまでした。

局 長

ありがとうございました。

本日の総会はこれにて閉会といたします。

(閉会時刻：午前10時55分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和7年 3月25日

議 長

署名委員

署名委員